

府子第129号
平成24年3月15日

各都道府県・指定都市青少年行政主管部局長 殿

内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室長

伊奈川 秀和
(公印省略)

青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための重点的な啓発活動について(依頼)

青少年のインターネット利用環境の整備については、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「法」という。）」が平成21年4月に施行され、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定）や「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」（平成23年3月8日フィルタリングの普及に関する関係閣僚会議合意）が取りまとめられるなど、地方自治体も含め官民一体となった積極的な活動が展開されたことにより、フィルタリングの普及等において、一定の成果を上げております。

しかしその一方で、インターネット上に氾濫する有害な情報等により、子どもが犯罪被害やトラブルに遭う事例が後を絶たない中、青少年の携帯電話におけるフィルタリング利用率はやや伸び悩み傾向にあるほか、青少年のインターネット利用の実態を保護者が必ずしも十分に把握していないなどの状況が見られます。

また、スマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器の登場に伴い、携帯電話事業者の携帯電話網（原則としてフィルタリングの利用がインターネット接続役務提供の条件）を通じることなく、無線LAN等を経由してインターネットに接続することが可能となっており、当該回線を通じた接続においてフィルタリングをかけるには利用者側が別途フィルタリングの設定を行う等の対応が必要な場合があるにもかかわらず、保護者が新しい機器に伴うこうした仕組みを必ずしも十分に認識していないのではないかと懸念されているところでもあります。

こうした中、例年、春の卒業・入学・進級の時期は、携帯電話の購入や買換えが多く行われるところであります。

そこで、貴職におかれましては、日頃よりスマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器について正確な情報の収集に努められるとともに、当該期間において、下記の事項に御留意いただき、別添資料及び平成21年2月10日付け「青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動について(依頼)」も参考に、青少年のインターネットの適切な利用や家庭におけるフィルタリングの利用普及等に関して、スマートフォンを始めとする新たな機器

にも配慮した啓発活動に、各地域事情等に沿ってできる限り重点的に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

なお、政府においては、4月2日から8日までの間、フィルタリングの利用を呼び掛ける新聞広告を行うなどの取組を予定しております。

記

1 事業者等の義務について

事業者については、以下のようなフィルタリング提供義務等が課されている。

- (1) 青少年の携帯電話及びPHSによるインターネット接続については、保護者からの申出が無い限りフィルタリングが提供される。また、保護者が契約して、青少年に使用させる場合には、携帯電話事業者にその旨を申告する義務がある。(法第17条)
- (2) 家庭などからのインターネット接続については、原則として利用者からの求めに応じフィルタリングが提供(紹介)される。(法第18条)
- (3) パーソナルコンピュータなどのインターネット接続機器については、原則としてフィルタリングソフトウェアがインストールされるなどのフィルタリングの利用を容易にする措置が講じられて販売される。(法第19条)

2 保護者の責務について

保護者については、青少年のインターネット利用に際して、以下のような責務が課される(法第6条)ことから、青少年の携帯電話やパーソナルコンピュータ等によるインターネットの利用については、各家庭において、青少年の発達段階に応じたルールづくりを行うなど青少年の利用状況を見守ることが求められる。

- (1) インターネット上には有害情報が多く流通し、売春、犯罪の被害、いじめ等の様々な問題が生じていることに留意する。
- (2) 青少年の発達段階に応じて、インターネットの利用の状況を把握するとともに、フィルタリングの利用その他の方法によりその利用を適切に管理する。
- (3) 青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得を促す。

3 スマートフォンを始めとする新たな機器に関する保護者啓発に当たっての留意事項

保護者については、スマートフォンを始めとする新たな機器からのインターネットへの接続に関しては、青少年のインターネット利用を適切に管理するため、以下の点に留意することが求められる。

- (1) 無線LAN回線を利用したインターネットへの接続やアプリケーションの利用については、有害な情報が含まれるサイトへのアクセス制限を行うフィルタリングソフトやアプリケーションの利用制限を行う制限ソフトを保護者自身によって設定することが必要な場合がある。

- (2) フィルタリングの設定を始めとする各種の設定の変更・削除は、パスワードの入力により行われることが多いことから、パスワードを適切に管理する必要がある。
- (3) アプリケーションを経由したインターネット接続については、フィルタリングが機能しない場合があることから、インターネット接続機能を有するアプリケーションを適切に管理する必要がある。
- (4) アプリケーションの中には、コンピュータウイルスが仕込まれているものなど、危険・有害なものも流通しており、個人情報流出等の被害に遭うおそれがあることから、ウイルス対策ソフトを利用する必要性が高い。
- (5) 青少年が使用するスマートフォンを始めとする新たな機器について、フィルタリングが機能しているか、どのようなアプリケーションを使っているかなどについて把握する必要がある。

※ 本通知文と別添資料は、以下のURL及び内閣府のホームページに掲載しており、ダウンロードすることができます。（別添資料（紙媒体）の配布の御希望がある場合には、内閣府まで御連絡願います。）

（URL）<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>

別添資料：健全なインターネット活用ができる青少年を育てるためのパンフレット
（子ども向け及び保護者向け）